
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	第 139 回金融商品専門委員会及び第 399 回企業会計基準委員会 会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 139 回金融商品専門委員会（2018 年 12 月 25 日）及び第 399 回企業会計基準委員会（2018 年 12 月 26 日）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

投資信託の時価算定

（第 139 回金融商品専門委員会）

2. 基準公表後概ね 1 年をかけて検討を行うという提案に異論はない。ただし、経過措置の対象となる一部の投資信託の時価をレベル 3 の時価に分類すると、レベル 3 の時価に関する詳細開示の対象となる。経過措置としての便宜的な扱いであれば、これらの投資信託もレベル 2 の時価に分類することも考えられるのではないか。
3. 基準公表後概ね 1 年をかけて検討を行う際には、米国会計基準にある純資産価値に関する簡便法も参考となると考えられる。
4. 投資信託については、ルック・スルーによる評価も考えられ、資産の大部分が不動産など時価の算定に関する基準案の対象外となるのであれば、市場価格のない株式等として取り扱うことも考えられるのではないか。

また、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）第 82 項の基準価格が公表されていなくても当該証券投資信託の運用する金融資産又は金融負債の時価に基づき取引されるものについては、市場価格のある有価証券に該当するという規定を削除すると、これまでの取り扱いから変更が生じるのではないか。

こうした考え方の詳細については、基準公表後に検討する必要がある。

5. 経過措置の間は、検討する前から結果が決まっているとの印象を与えかねないため、時価のレベル分けの対象とする必要はないのではないか。

適用時期及び経過措置の検討

(第139回金融商品専門委員会)

6. 提案に異論はない。ただし、「本会計基準の適用に伴い時価を算定するために用いた方法を変更することとなった場合で、当該変更による影響額を分離することができる」という要件を満たすかどうかの基準が分かりづらく判断が困難になる可能性がある。
7. 適用時期が実質的に1年間延びたと理解している。それでも、適用開始までの期間は短いと考えられ、公開草案に対して同様の意見があれば、適用時期について再検討いただきたい。
8. 期末から早期適用した場合でも、期首剰余金により調整するというのは、非現実的な可能性がある。また、四半期財務諸表では剰余金による調整は行われなため、期末の財務諸表と不整合が生じてしまう。
9. 適用時期については、来年前半に公表することを前提としているとの理解である。こうした前提を意見募集文書に記載しないのか。
10. 「今回の時価算定基準の適用による影響は会計方針の変更と会計上の見積りの変更と区分することが困難な場合に類似しているものと考えられ(資料第9項)」との記載がある中で、「新たな定め適用に伴い時価を算定するために用いた方法を変更する場合で、当該変更の影響額を分離することができる時(資料第10項)」を遡及適用の要件とするのは、矛盾しているのではないか。また、理解に幅があり、実務上の適用で混乱が生じる可能性がある。
11. 遡及適用の場合、何か注記は求められるのか。
12. 時価の算定にあたり観察可能なインプットを最大限利用しなければならない定めは現行の日本基準では求められていないと断言しているように読める。現行の日本基準では明示的には求められていないものの、最善の見積もりに基づき結果的に観察可能なインプットを最大限利用していることもある。会計方針の変更に該当するか否かは現行の実務に依存するということか。また、剰余金による調整額を開示する場合、その金額が大きければ、適用前の時価が本当に最善の見積もりに基づいていたのか疑念を生みかねないと思われる。
13. その他有価証券に関する遡及金額の調整対象は、利益剰余金ではなく評価差額金になると考えられる。

(第 399 回企業会計基準委員会)

14. 提案されている適用時期では、適用までの期間が短く、対応のためにコストが増大する、もしくは多くの人員を要することが考えられ、少なくとも1年は延期すべきである。これを正当化する理由が、資料第4項の「可能な限り早期に国際的に整合性を図ることが望ましく、2021年3月末決算からの適用の場合、基準公表後、一年半程度の期間が確保される」というだけでは不十分であり、本基準を提案されている適用時期に財務諸表に取り入れるメリットとコストを比較して分析すべきである。ちなみに、社内で財務分析を行う部署からは、一刻も早く必要であるとのニーズは聞かれていない。
15. 適用時期については、来年前半に公表することを前提としているとの理解である。こうした前提を意見募集文書に記載しないのか。
16. 適用時期について様々な意見が聞かれているのは承知しているものの、公開草案の段階では事務局の提案内容で提案して広く意見を聞くということも1つの方法ではないか。また、「コメント募集及び公開草案の概要」において、最終化のタイミングを具体的に記載する必要はないが、適用開始までに十分な時間が確保されていることは説明したほうが良いと思われる。
17. 基本的な時価の考え方や評価技法に変更があることから、一般事業会社の中には、内容の理解や体制の整備に短期での対応が困難な会社もあることが予想され、十分な準備期間が必要であるため、事務局の提案では準備期間が短いと考えられる。また、我が国の大規模な金融機関のいくつかがすでにIFRS又は米国会計基準を任意適用している現状を踏まえると、当該基準を早期に適用する理由が明確でなく、より説得的な説明が必要であると考えられる。
18. 適用時期については、議論としては出尽くした感もあるため、公開草案で広く意見を聞いたうえで反対意見が多いのであれば再検討するという進め方で良いと思われる。次のステップに向かうということに賛成である。
19. 遡及処理の文言につき、条件を例示している「時価の算定にあたり観察可能なインプットを最大限利用しなければならない定めなど」という点が、現行基準と新基準の一番の差であると誤導的になる可能性があるのであれば、当該表現を削除すること検討いただきたい。また、金融商品専門委員会の審議において期末から適用した際に期首剰余金による調整が実務上で困難であるとの指摘があったことを踏まえると、適用時期を2020又は2021年4月1日からとすることが現実的ではないか。

時価の定義及びガイダンスに関する会計基準の文案

(第 139 回金融商品専門委員会)

20. 遡及修正について、累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減することができるが、年度末から本基準を適用する場合には、期末の剰余金で調整する方法を取ることも考えられるのではないか。
21. 「種類株式の貸借対照表価格に関する実務上の取扱い」の Q2 の A の修正について、「～たとえ何らかの方法により価格の算定が可能としても、それを時価とはしないものとされることによる。」という修正後の文章が冗長であるため、「それを時価とはしないことによる」等に修正したほうが良いのではないか。

(第 399 回企業会計基準委員会)

22. 企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針の修正について、取得企業の株式に市場価格が無い場合の時価算定に関する既存の定めが削除されているが、このうち株式価格の合理的な算定が困難な場合において被取得企業から受け入れた識別可能資産及び負債の評価額を基に算定できることの定めを削除してしまうと、現行の実務に影響が出ることが想定されるため、慎重に検討いただきたい。

時価の定義及びガイダンスに関する適用指針の文案

(第 139 回金融商品専門委員会)

23. 文案第 26 項で改正前の金融商品実務指針を参照しているが、実務指針の項番号まで記載したほうが読み手に取って分かりやすい。また金融商品 Q&A の Q15 も参照先に追加すべきではないか。
24. 第三者から入手した相場価格の利用に関するその他の取扱いへのコメントのうち、金融機関については時価を自社で計算するためコスト負担が低いことに関する分析について、デリバティブ取引等の注文を受ける立場の金融機関についてはある程度当てはまる面もあると考えられるが、発注する側の金融機関においては情報ベンダーから入手した価格を検証して用いている場合があり、その場合はコスト負担に関する分析は当てはまらない。検証するにあたって既に現行の実務でこのような手法を簡便的に利用している場合には、このような取り扱いが金融機関に認められないことが明記されることで、一部の金融機関にとっては現行の実務が否定されるか

のように捉えられ、実務上の混乱が生じる可能性がある。

(第 399 回企業会計基準委員会)

25. 文案第 27 項(2)の「無条件に解約可能」が、企業に固有の条件ではなく、投資信託の特性であることを明示すべきである。
26. 文案第 27 項の投資信託に関する経過措置におけるレベル別開示について、追加コストの観点から経過措置の間はレベル別開示を求めないことが望ましい。特に不動産関連の投資信託については、不動産が本基準の対象外となることから最終的に開示の対象外となる可能性も踏まえて、経過措置の間の開示要否を慎重に検討いただきたい。またレベル 1 の時価とレベル 2 の時価との区別をすることについて相応の実務負荷がかかることが想定されるため、最終的な取り扱いと整合性が取れるのであればまだよいが、取り扱いが変わる可能性があるのであれば、一旦は開示の対象外とすることが良いと考える。
27. 文案第 58 項の第三者から入手した相場価格の利用に関して、金融機関に対して簡便的な取扱いが認められないことにより、IFRS 第 13 号との差異が生じることになるのではないか。

金融商品会計に関する会計基準の改正案

(第 139 回金融商品専門委員会)

28. 「市場価格」という用語について、種類株式等の取扱いや減損判定などにおいて利用されるため、会計基準等の中で定義することが考えられる。
29. 改正文案第 120 項の記載内容は平成 20 年改正時の背景が記載されているため、この記載の中で「時価を把握することが極めて困難な株式」を「市場価格のない株式等」に置き換えてしまうのは当時の記載としては平仄が取れなくなるのではないか。

(第 399 回企業会計基準委員会)

30. 経過措置の記載の仕方について、「会計方針の変更の影響額が分離可能な場合」には遡及適用「できる」とあるが、会計方針の変更の影響は遡及適用することが原則であるなか、選択適用できるような記載の仕方は誤解を生じうるので、記載の修正を検討してはどうか。

金融商品会計に関する実務指針の改正案

(第 139 回金融商品専門委員会)

31. 改正文案第 118 項の劣後受益権について、時価を把握することが極めて困難な場合の取扱いが削除されることにより、今後は有価証券として常に時価で評価しなければならなくなると理解してよいか。
32. 改正文案第 38 項で、残存部分の時価を合理的に測定できない場合の規定を削除しているが、回収サービス資産は、無形固定資産として時価算定基準の適用対象外なのか、金融資産として時価算定基準の適用対象なのか。

(第 399 回企業会計基準委員会)

33. 日本公認会計士協会への依頼はどのようなかたちで行われるのか。ASBJ からの依頼内容が明確となるようなかたちにしていきたい。

金融商品会計に関する Q&A の改正案

(第 139 回金融商品専門委員会)

34. 預託保証金であるゴルフ会員権は、取得価額から貸倒引当金を控除した価額で評価することとなるという理解でよいか。

金融商品の時価等の開示に関する適用指針の改正案

(第 139 回金融商品専門委員会)

35. 文案第 38-18 項の観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響について本適用指針に含めなかった理由として、財務情報としての信頼性や監査可能性などについての文章はやや強すぎるため、不要ではないか。
36. 文案第 4-2 項(4)②ウにおける期首残高から期末残高までの調整表の購入、売却、発行及び決済のそれぞれの額につき、純額で示すことのできる金融商品の範囲として、明示的に議論したのは、売買目的有価証券、デリバティブ、及びその他有価証券であるのに対し、すべての有価証券に適用可能な文案となっている。これは、意

図しているものと整合的であるか。

37. 文案第 38-9 項の評価技法又はその適用を変更する場合に、会計上の見積りの注記は不要であり変更の旨及び変更の理由のみについて開示するという規定につき、インプットのみを変更した場合には、会計上の見積りには該当すると思われるが、この定めが適用されるのか。

金融商品の時価等の開示に関する適用指針の改正案（開示例）

（第 139 回金融商品専門委員会）

38. 重要な観察できないインプットに関する定量的情報の開示例で、インプットの加重平均が記載されているが、基準本文では加重平均の開示は明示的には求められていないため、開示例に記載する必要はないのではないか。
39. 簿価と時価が近似するため簿価を時価としている例が削除されているが、新基準の元でもこのような実務が否定されるものではないのであれば、実務上の混乱を避けるため、何らかの形で従来の取り扱いを変更するものではないことを残す必要がある。
40. 製造業においてもレベル 3 の時価の金融商品を保有するケースが想定されるため、仮にレベル 3 の時価の金融商品を保有していた場合にはレベル 3 の時価の開示が必要になることを記載したほうがよい。

（第 399 回企業会計基準委員会）

41. 営業貸付金の時価算定のインプット及び評価技法の開示例で、「時価と帳簿価格が近似している」との表現で文章が切れている部分があるが、意図が不明確であるため、「簿価をもって時価とした」等の記載を追加すべきである。

コメントの募集及び公開草案の概要

（第 139 回金融商品専門委員会）

42. 第三者から入手した相場価格の利用について、金融機関以外の特例の内容のみが書かれているが、原則は会計基準に従って算定されたものであるかの検証手続等が必要であることを記載しないと、全体の議論が伝わらず有用なコメントが得られない

のではないか。

43. 参考資料の基準一覧については、変更される基準と変更されない基準が明らかになり、公開草案へのコメントを考える際に有用であると考えられる。金融商品会計に関する実務指針等の日本公認会計士協会の発行物の変更要否も欄外等で説明があるとさらに充実するのではないか。
44. 四半期開示について、金融機関以外は第 1、3 四半期については不要であることも追記したほうがよいのではないか。

(第 399 回企業会計基準委員会)

45. 1 月中旬に公表し、コメント期限を 3 月末とすれば、2 か月半程度の期間を確保できるため、事務局の提案でよいのではないか。
46. 決算繁忙期にかかることを理由にコメント期間を 2 か月半程度としているが、繁忙期を理由にコメント期間を長くとするのであれば理解できるが、短くする理由にはならないため、少なくとも 3 か月は確保すべきである。
47. 公開草案には変更する基準としない基準の一覧を添付すべきであるとする。広く他の基準に影響を与えるものであるため、論点の見落としを防止するためにも、一覧を添付して幅広い関係者の意見を聞くべきである。
48. 市場価格のない株式等の取り扱いに関する質問について、これまで株式等以外で時価算定が困難なものとしていた金融商品の取り扱いが変更されることを論点として聞くべきではないか。
49. 適用時期に関する質問について、2019 年 6 月を目途に最終化した場合に想定している適用時期であることを明記すべきである。

棚卸資産会計基準の改正案

(第 139 回金融商品専門委員会)

50. 現行基準でトレーディング目的で保有する棚卸資産に対して使われている市場価格に基づく価額が時価に置き換えられる。時価に置き換えられると現行よりも広い概念となるのか。
51. 文案第 4 項では、トレーディング目的で保有する棚卸資産と通常の販売目的で保有する棚卸資産のそれぞれの時価を定義しており、1 つの会計基準の中に 2 種類の時

審議事項(1)-11

価が使用されているという理解である。実務上は、当該会計基準の利用に困難が伴う可能性がある。

以 上